

令和 3 年度

苫小牧市行政監査結果報告

苫小牧市監査委員



# 目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の種別	1
4	監査執行者	1
5	監査の対象	1
6	監査の期間	1
7	監査の方法	2
第2	補助金等の交付事務について	2
1	補助金等を取り巻く現状等	2
2	苫小牧市補助金等交付規則	3
3	補助金等の概算払	5
4	概算払の精算	5
第3	監査の結果	6
1	監査対象補助事業数	6
2	結果の概要Ⅰ（監査対象 193 件に対する結果）	7
3	結果の概要Ⅱ（令和2年度に概算払が行われた 97 件に対する結果）	11
第4	監査意見	13
1	概算払の見直しについて	13
2	統一した審査基準等の策定について	13
3	事務の公平性・透明性の向上について	14
別表	監査の対象一覧	15
参考	苫小牧市補助金等交付規則	22

※部局の名称は、令和4年1月7日現在のものである。

# 第1 監査の概要

## 1 監査のテーマ

補助金等の概算払について

## 2 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき、本市においても多くの団体などに補助金等（苫小牧市補助金等交付規則（平成30年規則第9号。以下「補助金等交付規則」という。）第2条第1号に規定する補助金等をいう。以下同じ。）が交付されている。

補助金等の交付においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条、補助金等交付規則第16条第1項ただし書の規定により、補助事業の遂行上必要と認めるときは、補助金等を概算払により交付することができると規定されている。

全国的な事例において補助金等の交付事務は不適切な事務処理が発生するリスクが高いと評価されており、本市においても重点項目に位置付けて監査を実施している状況にある。さらに、各部局の補助金等に概算払が多数見受けられている状況を踏まえ、補助金等の概算払における事務手続の実態について、全庁的な検証を行い、併せて、補助金等交付規則の施行後の状況及び補助金等の交付事務における審査状況等についても検証することにより、今後の適正かつ効率的な事務の執行に資することを目的とする。

## 3 監査の種別

地方自治法第199条第2項の規定による監査（行政監査）

## 4 監査執行者

監査委員 玉川 豊一

監査委員 神山 哲太郎

## 5 監査の対象

令和2年度に交付実績がある補助金等で令和3年度の予算に計上されているものの交付事務を所管する一般会計に属する全部局

## 6 監査の期間

令和4年1月7日から同年3月30日まで

## 7 監査の方法

苫小牧市監査基準（令和2年3月18日決定）に準拠し、監査を実施した。

### （1）関係書類の監査

所管課から調査票及び関係書類の提出を求め、審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けた。

### （2）監査の着眼点

ア 所管課で策定された補助金等の交付要綱（以下「交付要綱」という。）は、補助金等交付規則にのっとり適正な内容となっているか。また、概算払の規定について適正なものとなっているか。

イ 補助金等交付事務における交付申請や実績報告などが行われた場合において、適正に審査され、交付決定及び補助金等の確定が行われているか。概算払についても適正に審査及び精算がされているか。

ウ 概算払請求において、その時期にその金額を必要とする概算払の理由が分かる資金状況等の資料があるか。また、その内容を適正に審査し、決裁などの決定手続を行っているか。

エ 補助事業者の資金状況を考慮せず、慣例的に概算払しているものはないか。

## 第2 補助金等の交付事務について

### 1 補助金等を取り巻く現状等

地方公共団体の補助金等は、市民福祉の向上や地域振興への支援など公益上の必要がある場合に反対給付を求めることなく交付されるものであり、本市の様々な施策を推進する上でも重要な役割を担っている。

地方自治法第232条の2では、補助は「公益上の必要が認められる場合」に限定された規定になっており、公益上の必要があるか否かが重要な判断要素となるが、その内容は、時代の変遷や社会情勢の変化によって求められるものが変化する可能性がある。

したがって、その変化に的確に対応し、本市の施策を実施する上で有効な行政ツールとして機能し続けるためには、絶えずその必要性やその仕組みの適正さに関する検証を行う必要がある。

また、どのような公益を目的として補助金等を交付するのかという説明責任を果たす上で、

その目的の明確化、手続の透明化を図る必要がある。

多くの地方公共団体において補助金等に関する課題への取組が進められており、本市においても、平成 28 年度に補助金等の交付事務をテーマとした行政監査を行い、それを踏まえて補助金等交付規則が制定されている。

## 2 苫小牧市補助金等交付規則

補助金等の交付に関しては、国においては、補助金等の交付事務を通則的に規律するものとして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）が定められている。

本市においては、補助金等交付規則において補助金等の交付事務に関するルールを規定し、適正な事務執行に向けた取組が進められているところである。

補助金等交付規則の施行後においては、必要に応じて各所管課で交付要綱により補助金等の交付に必要な事項を定め、ルールに従って交付事務を進めることとしている。

交付要綱を定めることにより、補助事業者に対し、補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費及び補助金額の算定基準が明確化され、補助事業の適正化が図られるものである。また、市民に対して補助金等の交付事務の透明性や公平公正の確保に資することとなる。

補助金等交付規則における補助金等の交付事務は、おおむね次のとおりである。

### (1) 補助金等の交付申請（第 3 条）

補助金等の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

### (2) 補助金等の交付決定、交付の条件及び決定の通知（第 4 条～第 6 条）

申請書の提出があった場合において、当該申請に係る書類の審査、現地調査等を行い、補助金等を交付すべきものと認めるときは、必要な条件を付して補助金等の交付決定をし、申請者に通知する。

### (3) 補助事業の遂行・調査等（第 8 条～第 10 条）

補助事業者は、補助金等の交付決定の内容及び付した条件等に従い、補助事業を行わなければならない。市長は、必要に応じて遂行状況の報告を求め、又は調査等を行うことができる。

### (4) 実績報告（第 13 条）

補助事業が完了したとき等は、補助事業者は実績報告書を市長に提出する。

(5) 補助金等の額の確定（第 14 条）

市長は、実績報告書を審査し、補助金等の交付決定の内容及び付した条件に適合するときは、補助金等の額を確定し、補助事業者に通知する。

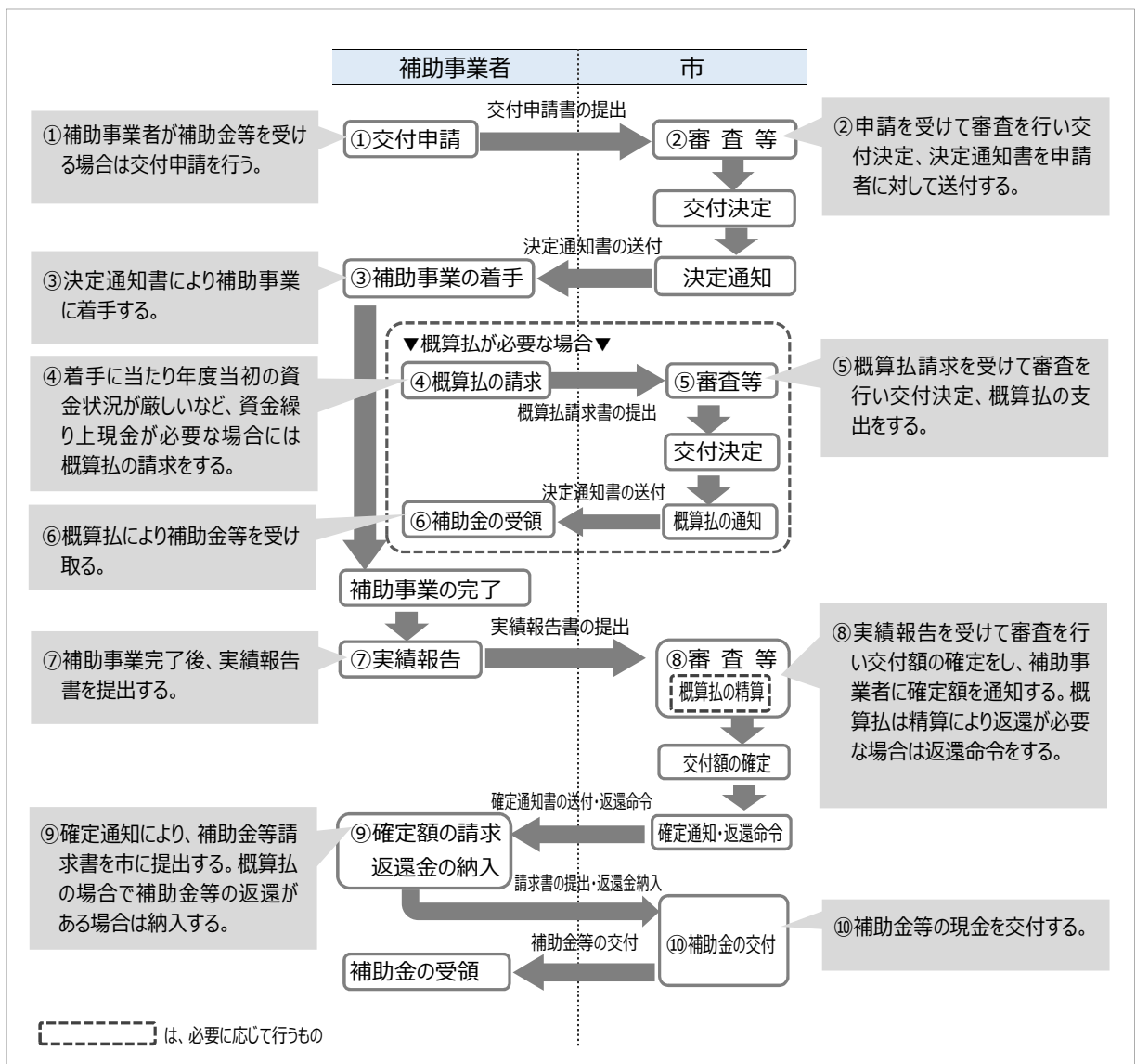
(6) 補助金等の交付の時期等（第 16 条）

補助金等は、その確定した額を補助事業が完了した後に交付する。ただし、補助事業の遂行上必要があると認めたときは、補助事業の完了前においてその全部又は一部を交付することができる。

(7) 補助金等の返還（第 19 条）

市長は、補助金等の交付決定を取り消した場合で既に補助金等が交付されているとき等は、補助金等の返還を命じる。

補助金等の交付事務の主な流れについては、下図のとおりである。



### 3 補助金等の概算払

概算払とは、地方公共団体が支出すべき金額の未確定な債務について、支払義務の確定前に概算で支払う例外的な支出方法である。地方公共団体が支出をするためには、債務が確定していなければならない、このことは債務の額も確定していることを意味する（地方自治法第232条の4第2項）。しかし、相手方の支出（負担）した額によって最終的な債務の額が確定するような事案においては、その確定前にある程度の額の支払をしておくことが必要又は適当な場合があり、そのような場合に用いられる方法である。概算払ができるのは、次の経費に限定されている（地方自治法施行令第162条）。

- ① 旅費
- ② 官公署に対して支払う経費
- ③ 補助金、負担金及び交付金
- ④ 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して支払う診療報酬
- ⑤ 訴訟に要する経費
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で地方公共団体が規則で定めるもの

国の補助金等の支出を見ると、全ての額の確定（精算手続）を待って始めて国が最終的に交付すべき補助金等の金額（補助金等交付債務金額）が確定する決算補助（精算補助）の建前がとられている関係上、履行期限到来前に確定債務金額を支払う前金払の方式は実際にはとられておらず、概算払の方式がかなり広範に採用されているところとなっている。

本市においては、補助金等交付規則第16条ただし書において、概算払の規定をしているところであり、多くの補助事業者に対する補助金等の交付において当該方式が採用されている。

### 4 概算払の精算

概算払は債務が確定する前になされるものであるから、それが確定したときは精算が必要であり、概算払をした額と確定した債務の額を比較し、支払った額に不足があれば追加の支払をし、それに余剰があれば返還を求めることになる。

概算払をした額と確定した債務の額に過不足がない場合には事務処理が煩雑になるだけで無駄なことのように見えるが、過不足の有無は精算して始めて確定するものであり、概算払制度が非常に便利で弾力的な運用ができるだけに、この精算という行為は事務処理の厳正な執行を確保するためにも欠かせないものである。したがって、いかなる場合であっても精算を省略することはできないものであり、補助事業が完了した後は、速やかに補助金等の額の確定手続を行い、精算をしなければならない。



### 第3 監査の結果

監査の結果は次のとおりであり、全体を通じて補助金等の交付事務はおおむね適正なものと認められた。

#### 1 監査対象補助事業数

##### (1) 部局別の補助事業数

今回の監査対象とした補助金等の補助事業数は193件、総額20億1,450万4,249円であった。そのうち概算払が行われた補助金等は97件、4億8,657万70円である。

部局別の補助事業数では、産業経済部が51件(26.4%)、次いで健康子ども部が45件(23.3%)であり、補助金等の令和2年度決算額は、健康子ども部が9億5,166万3,175円(47.2%)、次いで産業経済部が3億6,421万6,378円(18.1%)となっている。健康子ども部における補助金等の額の大きなものとしては、保育所施設整備補助金2億8,657万円、認定子ども園施設整備補助金1億5,230万円、産業経済部においては、苫小牧市企業立地振興条例助成金1億8,045万円、苫小牧市立地企業サポート事業補助金4,473万円となっている。

部局別の概算払が行われた補助事業数は、産業経済部が27件(27.8%)、次いで総合政策部、健康子ども部の18件(18.6%)であり、概算払の額については、健康子ども部が2億3,243万5,053円(47.8%)、次いで産業経済部の9,991万8,026円(20.5%)となっている。健康子ども部における概算払の額の大きなものとしては、私立保育所等運営費補助金5,762万円、苫小牧市広域救急医療対策事業補助金3,282万円、産業経済部においては、苫小牧地域職業訓練センター運営費補助金2,000万円、苫小牧市シルバー人材センター補助金1,653万円となっている。

##### (2) 種別ごとの補助事業数

193件の補助事業を種別ごとに見ると、運営・事業に対する補助金等が135件(69.9%)で8億2,353万217円(40.9%)、

【表1：部局別の補助事業数】

(単位：件・円)

区分	補助事業数	令和2年度決算額	概算払補助事業数	概算払額
総合政策部	27	154,635,464	18	55,672,745
総務部	3	6,442,700	2	6,413,000
市民生活部	17	102,434,787	7	8,745,772
環境衛生部	9	32,021,105	2	498,000
福祉部	23	345,321,457	10	51,129,616
健康子ども部	45	951,663,175	18	232,435,053
産業経済部	51	364,216,378	27	99,918,026
都市建設部	2	11,850,058	0	0
教育部	16	45,919,125	13	31,757,858
合計	193	2,014,504,249	97	486,570,070

【表2：種別ごとの補助事業数】

(単位：件・円)

区分	補助事業数	令和2年度決算額	概算払補助事業数	概算払額
運営・事業補助	135	823,530,217	95	482,917,384
建設補助	6	711,406,060	0	0
大会等補助	1	450,000	1	450,000
保証料補助	1	5,591,782	0	0
利子補給	9	13,877,756	0	0
その他 ※	41	459,648,434	1	3,202,686
合計	193	2,014,504,249	97	486,570,070

※個人等に対する健診等の費用助成、補助事業者の償還金等に対する補助など

次いで建設に対する補助が6件(3.1%)で7億1,140万6,060円(35.3%)となっている。

概算払が行われた97件については、運営・事業に対する補助金等の95件(97.9%)、4億8,291万7,384円(99.2%)が主なものであり、概算払の額の大きなものとしては、私立保育所等運営費補助金5,762万円、次いで苫小牧市スポーツ協会運営補助金3,686万円、民生委員児童委員協議会補助金3,636万円となっている。

## 2 結果の概要 I (監査対象193件に対する結果)

### (1) 補助金等交付の開始時期

各補助金等の交付が開始された時期については、平成21年度から平成30年度までが75件(38.9%)と最も多くなっている。また、昭和から長期間に渡り継続して補助金等の交付がされているものは26件(13.5%)であり、全体の約1割となっている。

【表3：交付の開始時期】 (単位：件)

区分	補助事業数	左記のうち概算払交付のもの
昭和から	26	17
平成元～10年度	11	4
平成11～20年度	33	14
平成21～30年度	75	32
令和元～現在	17	5
不明 ※	31	25
合計	193	97

※所管課において補助金等の交付開始時期の特定ができな  
いと回答があったもの

### (2) 補助金等の交付先の属性

補助金等の交付先については、団体が139件(72.0%)と最も多くなっている。また、団体に対して概算払が行われたものは93件(95.9%)となっている。

【表4：交付先の属性】 (単位：件)

区分	補助事業数	左記のうち概算払交付のもの
団体 ※1	139	93
企業	18	3
個人・事業主	33	0
その他 ※2	3	1
合計	193	97

※1 法人格のない団体

※2 社会福祉法人、学校法人

### (3) 補助対象1件当たりの交付額

補助対象1件当たりの交付額は、100万円未満のものが116件(60.1%)と最も多くなっている。1億円以上の補助金等は5件であり、保育所施設整備補助金2億8,657万円、苫小牧市企業立地振興条例助成金1億8,045万円、認定子ども園施設整備補助金1億5,230万円、介護サービス提供基

【表5：1件あたりの交付額】 (単位：件)

区分	補助事業数	左記のうち概算払交付のもの
100万円未満	116	52
100～500万円未満	35	28
500～1,000万円未満	8	5
1,000万円以上	17	10
その他 ※	17	2
合計	193	97

※一つの補助事業で複数の補助対象団体等に補助金等の交付を  
しており、補助対象や施設等整備の状況により交付額が異なるもの

盤等整備事業費交付金 1 億 4,950 万円、小規模保育事業補助金 1 億 1,331 万円となっており、全て補助金等の額の確定後の交付となっている。

#### (4) 補助事業者の収入に占める市補助金等の割合

補助事業者の収入に占める市補助金等の割合は、20%未満が 85 件 (44.0%) と最も多くなっている。概算払が行われているものは、20%未満が 37 件 (38.1%) と最も多く、次いで 50~99%が 31 件 (32.0%) となっており、その割合が 50%未満のものは 52 件 (53.6%) で、過半数を超える結果となっている。

【表 6：収入に占める市補助金等の割合】 (単位：件)

区分	補助事業数	左記のうち概算払交付のもの
100% (市補助のみ)	24	14
50~99%	42	31
20~49%	27	15
20%未満	85	37
不明 ※	15	0
合計	193	97

※補助対象団体等の資金状況の確認ができないもの

#### (5) 補助事業者の事務局

補助事業者の事務局を所管課が担っているものは 27 件 (14.0%) となっており、そのうち概算払が行われているものは 25 件となっている。

【表 7：補助事業者の事務局】 (単位：件)

区分	補助事業数	左記のうち概算払交付のもの
所管課が事務局を担う	27	25
上記以外	166	72
合計	193	97

#### (6) 補助金等の交付要綱の整備状況

全補助事業 193 件のうち 187 件 (96.9%) において、交付要綱が確認できた。交付要綱がない 6 件については、苫小牧市住民組織活動助成規則 (昭和 40 年規則第 29 号)、苫小牧市街路灯設置補助規則 (昭和 43 年規則第 31 号)、苫小牧市企業立地振興条例 (昭和 59 年条例第 19 号) に基づく補助事業などとなっている。

【表 8：交付要綱の整備状況】 (単位：件)

交付要綱の整備あり	交付要綱の整備なし				
187	6				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条例・規則、道要綱に基づく</th> <th>要綱未作成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	条例・規則、道要綱に基づく	要綱未作成	6	0	
条例・規則、道要綱に基づく	要綱未作成				
6	0				

(7) 交付要綱における概算払に関する規定

交付要綱が確認できた 187 件のうち、114 件 (59.1%) については、交付要綱に概算払に関する規定が設けられていた。そのうち令和 2 年度に概算払が行われた補助事業は 87 件となっている。

交付要綱に概算払に関する規定が設けられていない補助事業は 73 件となっており、そのうち令和 2 年度に概算払が行われていたものは 10 件で、補助金等交付規則第 16 条ただし書の規定に基づき行っている。

【表 9：概算払規定の有無】 (単位：件)

規定あり		規定なし	
114		73	
令和 2 年度の概算払実績		令和 2 年度の概算払実績	
あり	なし	あり	なし
87	27	10	63

(8) 概算払請求時の補助事業者からの提出書類

概算払請求時の補助事業者からの提出書類については、概算払が行われていた 97 件の補助金等のうち、60 件が概算払請求書の提出のみとの回答であり、概算払請求書とその他の書類の提出は 10 件となっている。その他の書類の内容としては、補助事業者の総会資料、概算払理由書などを確認することができた。

【表 10：概算払請求時の提出書類】 (単位：件)

概算払請求書のみ	左記とその他の書類	その他の書類のみ	提出書類なし
60	10	27	0

(9) 概算払請求に対する審査状況

概算払請求に対する審査については、97 件のうち 84 件は提出書類の審査確認、6 件は提出書類と資金状況の審査確認を行って概算払の交付

決定を行っているとの回答であった。残りの 7 件については、毎年度継続して概算払を行っているので、審査確認をせずに概算払の決定をしているとの回答であった。

【表 11：概算払請求に対する審査状況】 (単位：件)

概算請求書等の提出書類の審査	左記と資金状況の審査	継続して概算払を行っているので確認していない
84	6	7

(10) 概算払請求に対する審査確認に係る資料等の有無

補助事業者の資金状況の確認などにより、概算払が必要であることを確認した上で決定を行っていることが、書類上確認できるかという視点で監査を行った。その結果、審査確認に

用いた資料などが整理されているものは2件であった。また、「事前に補助金の入金がないと運営が成り立たない」、「補助団体の資金繰りが厳しい状況のため」などといった理由が決裁文書、概算払請求書や概算払理由書に記載されているものが確認された。しかし、補助事業者の資金繰り状況を把握するなどして、概算払が必要であることを審査確認した証拠が残されていないものは95件（97.9%）となっていた。

「資料あり」の2件は、苫小牧市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金と苫小牧地区保護司会運営費補助金であり、前者については、国との協調補助であることから国の交付時期から遅れることのないように交付を行う旨の内容が確認でき、後者については、補助事業者に年度当初の資金状況の聞き取りを行い、概算払が必要である旨が確認されていた。

【表 12：概算払審査に係る資料等】 (単位：件)

資料あり	概算払が必要な理由が不明瞭	
2	95	
	決裁・概算払請求書に概算払の理由があるもの	特に理由等の記載がない
60	18	17

#### (11) 概算払の開始時期

概算払を行っている97件の補助事業の概算払の開始時期は、平成28年度以前からが72件（74.2%）と最も多くなっている。

【表 13：概算払の開始時期】 (単位：件)

区分	補助事業数
平成28年度以前から	72
平成29年度～令和元年度	10
令和2年度以降	3
不明 ※	12
合計	97

※所管課において補助金等の交付開始時期の特定ができな  
いと回答があったもの

#### (12) 補助金等の確定（精算）時の提出書類

全193件の補助金等の確定（精算）時の提出書類について監査を行った。その結果、事業報告書、収支決算書及びその他の書類の提出を求めているものが最も多く見られた。その他の書類としては、領収書の写し、事業の様子が確認できる写真等、補助事業の執行が確認できる書類が見られた。

【表 14：確定時の提出書類】 (単位：件)

区分	補助事業数
①事業報告書	3
②収支決算書	2
③その他の提出書類	35
①と②の提出	60
①と③の提出	31
②と③の提出	1
①②③の提出	61
合計	193

(13) 補助金等の確定（精算）の審査確認に係る資料等の有無

補助金等の確定（精算）に関し、事業報告書その他の書類の確認、現地調査などを行ったことが書類上確認できるかという視点で監査を行った。

その結果、審査確認したことが分かる資料などが整理されていると判断できるものは13件であり、これらの資料は、チェックリスト、担当者の記名押印のある実地検査報告書、補助事業完了検査調書などであった。資料などで審査確認したことが書類上確認できないものは180件となっており、うち97件は審査についての記録がなく、83件については、事業完了報告に係る決裁文書に「審査の結果適正である」と結果だけが記載されていた。

【表15：確定の審査確認に係る資料等】 (単位：件)

確認できた	確認できない
13	180
審査の記録なし	審査の結果適正とのみ決裁に記述あり
97	83

3 結果の概要Ⅱ (令和2年度に概算払が行われた97件に対する結果)

(1) 補助金等の交付事務の適正性

概算払が行われた97件の補助金等の交付事務が補助金等交付規則や交付要綱に基づいて行われているかについて更に監査を行った。その結果、おおむね適正と認められるものは85件(87.6%)であったが、補助金等の確定時の補助事業者への通知の形跡がないなど、一部不適正と認められるものが12件(12.4%)となっていた。

【表16：補助金交付事務の適正性】 (単位：件)

概ね適正	一部不適正
85	12

(2) 各補助事業の補助金等交付要綱における概算払規定

交付要綱に概算払に関する規定があるものは87件であり、その規定の全てが「概算払ができる」となっていた。さらに、概算払請求時の審査に関する規定があるものが23件あり、審査方法の規定を設けたものはなかった。また、概算払の精算に関する規定があるものは36件、精算

【表17：概算払規定の有無】 (単位：件)

要綱に概算払の規定あり	要綱に規定なし
87	10

【表18：概算払規定の状況】 (単位：件)

区分	補助事業数
概算払できる規定あり	87
概算払審査の規定あり	23
概算払審査方法の規定あり	0
概算払精算の規定あり	36
概算払精算方法の規定あり	11

方法に関する規定があるものは11件となっており、交付要綱における概算払に関する規定の仕方に差があることが確認できた。

(3) 概算払の精算の状況

【表 19：概算払の精算の状況】 (単位：件)

精算あり	精算なし
97	0

概算払が行われた97件の補助事業の全てにおいて、事業報告書、実績書、収支決算書などにより精算が行われており、適正に行われていることが確認できた。

(4) 交付決定額と交付確定額について

【表 20：交付額の変更の有無】 (単位：件)

あり	なし
24	73

概算払で交付した額が、精算によって増額となり、又は減額となるなどして、額の確定において交付額が変更となっているものは24件であった。

(5) 繰越金の発生状況

【表 21：繰越金の発生状況】 (単位：者)

繰越金あり	左記のうち 決算額を上回る繰越金
46	13

概算払のうち、令和2年度に補助事業者において繰越金が発生しているものは46者となっている。そのうち、令和2年度の補助金等の交付額を上回る繰越金の発生が確認された補助事業者は13者となっている。

## 第4 監査意見

令和3年度の行政監査を通じての意見を申し述べる。

### 1 概算払の見直しについて

概算払を認めた理由については、概算払を決定する文書に「事前に補助金交付がないと事業が成り立たないため」、「資金繰りが困難なため」のように簡単な内容を記載したものが多数見られた。所管課において概算払が必要であることの審査を行ったとされる関係書類が残されていないものも多く、その決定に当たってどの程度の審査を行い、その必要性を判断したかを確認することができないものが見られた。

補助金等に占める概算払の割合を見ると、特に運営・事業補助において高く、約7割の補助金等で概算払が選択されている。これらの補助金等の中には、長期間に渡り毎年度継続して交付されているものも多く含まれており、審査が形式化している状況がうかがえるところである。

また、その収入に占める補助金等の割合が50パーセントに満たないような補助事業者や補助金等の交付額を上回る繰越金を保有する補助事業者に関しては、概算払が必要な事情が認められないような場合も想定される場所である。

他の地方公共団体においては、補助金等の交付申請時に概算払理由書とその裏付けとなる資金計画書等の提出を求め、審査を行い、交付決定通知書に交付予定時期を記載し、その時期に概算払の請求を行うこととしている例も見受けられる。

今回の監査結果からは、概算払の審査が形骸化していることが懸念されるため、概算払の請求や審査について見直す必要があるのではないかと考える。

### 2 統一した審査基準等の策定について

補助金等の交付事務においては、補助金等の交付決定、概算払の決定、補助事業の実績報告等多くの場面で申請等に対する審査が行われているが、これらの審査は、補助金等の交付事務の公平性や透明性を確保する上で重要な役割を果たすものである。

交付要綱における審査に関する規定内容を確認したところ、補助金等の交付申請に対して行うとしたものや補助事業者から提出される実績報告書に対して行うとしたものは多くのものに見られたが、概算払に関してその請求や精算に対して行うとしたものは一部に限られて



いた。また、いずれの場合にも、審査の具体的な方法についての規定は見られなかった。

このほか、実績報告書に係る審査では、所管課で審査した担当者の記名入りの実地検査報告書や補助事業完了検査調書等が一部に見られたが、事業完了報告の決裁文書に「審査の結果適正である」と記述があるのみで、審査の内容を確認できないものも見受けられた。

補助金等の交付に係る様々な審査は所管課において行うが、どのような方法でどの程度まで審査すべきかについての統一的な指針がなく、それぞれの判断に任されているため、審査の精度が不均一なものとなっているのではないかと推察する。

他の地方公共団体では、制度所管課（全庁的に共通するような事務に関する制度を主として所管する部署をいう。）が補助金等に係る事務処理のうち全庁的に共通する部分のマニュアルを定め、具体的な審査基準は所管課が定めるような事例も見ることができ、このような取組を参考に、既に述べた概算払の見直しを含め、各段階における審査に関する基準を策定し、全庁的に均一な審査が行われることによって、補助金等の交付事務の公平性や透明性の一層の向上に努めていただきたい。

### 3 事務の公平性・透明性の向上について

補助金等は、市民の税金等を主な財源としているため、その交付額の多少を問わず、交付事務の適正化が求められており、多様な観点からの点検を行うことにより、補助金等の交付事務に求められる公平性や透明性の向上に努められるよう求めるところである。

別表 監査の対象一覧

整理 No.	部局名	所管課名	種別	補助事業名	交付要綱名等	令和2年度 補助金等決算額 (円)	令和2年度 概算払実施
1	総合政策部	政策推進課	利子補給	苫小牧市奨学ローン返済助成金	苫小牧市奨学ローン返済助成金交付要綱	6,030	
2	"	"	利子補給	苫小牧市教育ローン利子補給金	苫小牧市教育ローン利子補給金交付要綱	20,539	
3	"	"	運営・事業	苫小牧市統計協議会補助金	苫小牧市統計協議会補助金交付要綱	199,178	あり
4	"	東京事務所	運営・事業	東京とまこまい会補助金	東京とまこまい会補助金交付要綱	250,000	あり
5	"	協働・男女平等参画室	運営・事業	苫小牧市男女平等参画推進団体補助金	苫小牧市男女平等参画推進団体補助金交付要綱	300,000	あり
6	"	"	運営・事業	苫小牧市緊急一時保護施設補助金	苫小牧市緊急一時保護施設補助金交付要綱	2,150,000	あり
7	"	まちづくり推進課	運営・事業	子ども・子育て世代まちなか居場所づくり支援事業補助金	苫小牧市子ども・子育て世代まちなか居場所づくり支援事業補助金交付要綱	500,000	あり
8	"	"	運営・事業	苫小牧市まちなかイベント支援事業補助金	苫小牧市まちなかイベント支援事業補助金交付要綱	628,000	
9	"	"	建設	苫小牧市賃貸住宅建設補助金	苫小牧市賃貸住宅建設補助金交付要綱	9,000,000	
10	"	"	その他	樽前小学校特認制度通学定期券代金補助金	樽前小学校特認制度通学定期券代金補助要綱	220,670	
11	"	"	運営・事業	苫小牧市公共交通路線維持費補助金（広域生活交通路線維持費補助金）	苫小牧市公共交通路線維持費補助金交付要綱	44,498,000	
12	"	"	運営・事業	苫小牧市公共交通路線維持費補助金（苫小牧市公共交通路線維持費補助金）	No.11と同じ	42,857,000	
13	"	"	運営・事業	樽前山アートフォトコンテスト実行委員会補助金	樽前山アートフォトコンテスト実行委員会補助金交付要綱	1,000,000	あり
14	"	"	運営・事業	苫小牧市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金	苫小牧市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱	1,200,000	あり
15	"	空港政策課	運営・事業	新千歳空港周辺環境整備財団運営事業補助金	新千歳空港周辺環境整備財団運営事業補助金交付要綱	3,796,605	あり
16	"	"	運営・事業	住宅防音対策助成事業補助金	住宅防音対策助成事業費補助金交付要綱	1,626,975	あり
17	"	"	運営・事業	新千歳空港周辺地域振興特別対策事業（苫小牧市冷暖房機器等設置）補助金	新千歳空港周辺地域振興特別対策事業費（苫小牧市冷暖房機器設置費）補助金交付要綱	198,216	あり
18	"	スポーツ都市推進課	運営・事業	苫小牧市スポーツ推進委員会運営費補助金	苫小牧市スポーツ推進委員会運営費補助金交付要綱	500,000	あり
19	"	"	運営・事業	公益財団法人苫小牧市スポーツ協会事業運営補助金	公益財団法人苫小牧市スポーツ協会事業運営補助金交付要綱	36,860,359	あり
20	"	"	運営・事業	苫小牧市中学校体育連盟運営費補助金	苫小牧市中学校体育連盟運営費補助金交付要綱	724,976	あり
21	"	"	運営・事業	八地区スポーツフェスティバル事業開催補助金	八地区スポーツフェスティバル事業開催補助金交付要綱	210,000	あり
22	"	"	運営・事業	町内会スケートリンク設置経費助成金	町内会スケートリンク設置経費助成金制度要綱	313,750	あり
23	"	"	その他	各種スポーツ大会遠征費補助金	各種スポーツ大会遠征費補助金交付要綱	3,202,686	あり
24	"	"	大会等	全国全道大会開催運営補助金	全国・全道スポーツ大会開催運営補助金交付要綱	450,000	あり
25	"	"	その他	スポーツ合宿等補助金	苫小牧市スポーツ合宿等補助金交付要綱	1,360,000	
26	"	"	運営・事業	氷上スポーツ育成事業補助金	氷上スポーツ育成事業補助金交付要綱	2,190,000	あり
27	"	"	運営・事業	幼児対象氷上スポーツ助成金	幼児対象氷上スポーツ助成金補助要綱	372,480	
28	総務部	行政監理室	運営・事業	苫小牧市役所職員福利厚生会補助金	苫小牧市役所職員福利厚生会補助金交付要綱	6,313,000	あり
29	"	"	運営・事業	自主研究グループ助成金	苫小牧市職員自主研究グループ助成要綱	100,000	あり
30	"	"	その他	通信教育助成金	苫小牧市職員通信教育等助成要綱	29,700	

整理 No.	部局名	所管課名	種別	補助事業名	交付要綱名等	令和2年度 補助金等決算額 (円)	令和2年度 概算払実施
31	市民生活部	危機管理室	運営・事業	苫小牧市山岳遭難救助隊補助金	苫小牧市山岳遭難救助隊補助金交付要綱	118,000	
32	"	"	運営・事業	苫小牧市自主防災組織活動助成金	苫小牧市自主防災組織活動助成金交付要綱	770,000	
33	"	市民生活課	運営・事業	苫小牧消費者協会補助金	苫小牧消費者協会補助員交付要綱	590,000	あり
34	"	"	運営・事業	消費者協会セミナー開催等補助金	苫小牧市消費者行政推進交付金事業補助金等交付要綱	113,772	あり
35	"	"	運営・事業	住民組織活動助成交付金	【規則】 苫小牧市住民組織活動助成規則	29,601,520	
36	"	"	運営・事業	街路灯電灯料金補助金	【規則】 苫小牧市街路灯設置補助規則	23,407,867	
37	"	"	運営・事業	テレビ放送難視聴地域対策事業助成金（樽前錦岡地区設備維持費助成金）	苫小牧市テレビ放送難視聴地域対策事業助成金交付要綱	29,534	
38	"	"	運営・事業	テレビ放送難視聴地域対策事業助成金（うぐいす岡地区維持費助成金）	No.38と同じ	16,034	
39	"	"	建設	街路灯設置補助金	【規則】 苫小牧市街路灯設置補助規則	708,060	
40	"	"	運営・事業	総合福祉会館等整備補助金	苫小牧市総合福祉会館等整備補助金要綱	34,787,000	
41	"	"	その他	苫小牧市町内会活動保険助成金	苫小牧市町内会活動保険助成交付要綱	1,300,000	
42	"	"	運営・事業	空家等解体補助金	苫小牧市空家等解体補助金交付要綱	2,951,000	
43	"	"	運営・事業	苫小牧市交通安全推進委員会補助金	苫小牧市交通安全推進委員会補助金交付要綱	3,560,000	あり
44	"	"	運営・事業	苫小牧市交通安全母の会連合会補助金	苫小牧市交通安全母の会連合会補助金交付要綱	440,000	あり
45	"	"	運営・事業	苫小牧市交通安全協会補助金	苫小牧市交通安全協会補助金交付要綱	568,000	あり
46	"	"	運営・事業	苫小牧市交通安全指導員会補助金	苫小牧市交通安全指導員会補助金交付要綱	2,576,000	あり
47	"	"	運営・事業	苫小牧市防犯協会補助金	苫小牧市防犯協会補助金交付要綱	898,000	あり
48	環境衛生部	ゼロごみ推進課	運営・事業	リサイクルハウス設置事業助成金	苫小牧市リサイクルハウス設置事業助成金交付要綱	398,000	
49	"	"	その他	生ごみ堆肥化容器購入助成金	苫小牧市生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機助成金交付要綱	143,980	
50	"	"	その他	電動生ごみ処理機購入助成金	No.49と同じ	386,700	
51	"	"	運営・事業	環境美化活動助成金	苫小牧市環境美化活動事業実施要綱	9,877,000	
52	"	"	運営・事業	苫小牧市資源集団回収団体前期奨励金	苫小牧市資源回収団体奨励金交付要綱	12,967,425	
53	"	環境生活課	運営・事業	苫小牧市地方食品衛生協会運営補助金	苫小牧市地方食品衛生協会運営補助金交付要綱	120,000	あり
54	"	"	運営・事業	公衆浴場組合活性化事業補助金	苫小牧市公衆浴場組合振興補助金交付要綱	378,000	あり
55	"	"	運営・事業	公衆浴場確保対策補助金	苫小牧市公衆浴場助成要綱	750,000	
56	"	環境保全課	その他	新・省エネルギーシステム補助金	苫小牧市新・省エネルギーシステム補助事業要綱	7,000,000	
57	福祉部	総合福祉課	運営・事業	民生委員児童委員協議会補助金	苫小牧市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱	36,361,259	あり
58	"	"	運営・事業	苫小牧市権擁護委員会活動費補助金	苫小牧市権擁護委員会活動費補助金交付要綱	350,000	あり
59	"	"	その他	無料低額診療事業調剤処方費助成事業	苫小牧市無料低額診療事業調剤処方費助成事業実施要綱	609,900	
60	"	"	運営・事業	公益社団法人北海道アイヌ協会活動運営費補助金	公益社団法人 北海道アイヌ協会補助金交付要綱	30,000	

整理 No.	部局名	所管課名	種別	補助事業名	交付要綱名等	令和2年度 補助金等決算額 (円)	令和2年度 概算払実施
61	福祉部	総合福祉課	運営・事業	苫小牧アイヌ協会活動運営費補助金	苫小牧アイヌ協会活動運営費補助金交付要綱	190,000	
62	"	"	その他	身体障害者療護施設建設費補助金	苫小牧市社会福祉施設整備助成要綱	2,552,500	
63	"	"	運営・事業	高齢者支援事業補助金	苫小牧市高齢者支援事業助成金交付要綱	24,905,000	
64	"	"	運営・事業	老人クラブ運営費補助金	苫小牧市老人クラブ運営費等補助金交付要綱	6,758,000	
65	"	"	運営・事業	老人クラブ連合会運営費補助金	No.64と同じ	487,608	
66	"	"	運営・事業	老人クラブ活動支援事業補助金	No.64と同じ	1,084,357	あり
67	"	"	その他	高齢者福祉施設建設費補助金	No.62と同じ	96,183,033	
68	"	障がい福祉課	運営・事業	精神障害者回復者クラブ(ほのぼのクラブ)活動費補助金	精神障害者回復者クラブ活動費補助金交付要綱	100,000	あり
69	"	"	運営・事業	社会参加促進事業(苫小牧手をつなぐ育成会)運営費補助金	苫小牧市在宅障害者自立更正促進事業等補助要綱	320,000	あり
70	"	"	運営・事業	社会参加促進事業(苫小牧身体障がい者福祉連合会)運営費補助金	No.69と同じ	570,000	あり
71	"	"	運営・事業	社会参加促進事業(苫小牧心身障害者職親会)運営費補助金	No.69と同じ	50,000	あり
72	"	"	運営・事業	自発的活動支援事業運営費補助金	No.69と同じ	120,000	あり
73	"	"	運営・事業	北海道難病連苫小牧支部運営費補助金	北海道難病連苫小牧支部運営費補助金交付要綱	174,000	あり
74	"	"	運営・事業	地域活動支援センター運営補助金	苫小牧市地域活動支援センター運営費補助金交付要綱	12,000,000	あり
75	"	"	その他	合理的配慮の提供支援に係る助成金	苫小牧市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱	100,000	
76	"	介護福祉課	その他	民間等介護サービス利用者負担額軽減事業負担金	苫小牧市介護保険サービス利用者負担額軽減事業実施要綱	2,057,800	
77	"	"	建設	介護サービス提供基盤等整備事業費交付金	苫小牧市介護サービス提供基盤等整備事業費交付金交付要綱	149,508,000	
78	"	"	その他	介護サービス利用者負担軽減事業費補助金	介護サービス利用者負担軽減事業費補助金交付要綱	9,276,000	
79	"	"	その他	苫小牧市介護職員育成支援事業助成金	苫小牧市介護職員育成支援事業助成金交付要綱	1,534,000	
80	健康こども部	こども育成課	運営・事業	私立幼稚園等障害児教育補助金	苫小牧市私立幼稚園等障害児教育補助金交付要綱	1,600,000	
81	"	"	運営・事業	私立幼稚園教育研究費補助金	苫小牧市私立幼稚園等教育研究補助金交付要綱	4,185,634	あり
82	"	"	その他	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	苫小牧市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱	201,550	
83	"	"	運営・事業	子育てサークル活動助成事業補助金	苫小牧市子育てサークル活動助成事業補助金交付要綱	133,687	あり
84	"	"	運営・事業	病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)補助金	苫小牧市病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)補助金交付要綱	13,416,000	あり
85	"	"	運営・事業	保育所等障害児保育加算補助金	苫小牧市保育所等障害児保育加算補助金交付要綱	18,066,000	あり
86	"	"	運営・事業	延長保育事業補助金	苫小牧市延長保育事業補助金交付要綱	4,200,000	あり
87	"	"	その他	私立幼稚園副食費補助金	苫小牧市私立幼稚園副食費補助金交付要綱	2,887,813	
88	"	"	運営・事業	認可外保育施設運営費補助金	苫小牧市認可外保育施設運営費補助金交付要綱	5,777,000	あり
89	"	"	運営・事業	私立保育所等運営費補助金	苫小牧市私立保育所等運営費補助金交付要綱補助金交付要綱	57,620,000	あり
90	"	"	運営・事業	保育所等地域活動事業補助金	苫小牧市保育所等地域活動事業補助金交付要綱	500,000	あり

整理 No.	部局名	所管課名	種別	補助事業名	交付要綱名等	令和2年度 補助金等決算額 (円)	令和2年度 概算払実施
91	健康こども部	こども育成課	運営・事業	地域子育て支援拠点事業補助金	苫小牧市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱	24,810,000	あり
92	"	"	運営・事業	一時預かり事業（一般型）補助金	苫小牧市一時預かり事業（一般型）補助金交付要綱	14,636,000	あり
93	"	"	運営・事業	一時預かり事業（幼稚園型）補助金	苫小牧市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱	3,684,594	
94	"	"	その他	私立保育所等建設費補助金	苫小牧市保育所等施設整備事業補助金交付要綱	24,830,238	
95	"	"	利子補給	保育所資金利子補助金	No.94と同じ	1,444,251	
96	"	"	建設	保育所施設整備補助金	No.94と同じ	286,570,000	
97	"	"	利子補給	小規模保育整備事業資金利子補助金	苫小牧市小規模保育整備事業補助金交付要綱	351,144	
98	"	"	建設	認定こども園施設整備補助金	No.94と同じ	152,301,000	
99	"	"	建設	小規模保育整備事業補助金	No.97と同じ	113,319,000	
100	"	"	運営・事業	保育体制強化事業費補助金	苫小牧市保育体制強化事業費補助金交付要綱	27,532,000	
101	"	こども支援課	運営・事業	苫小牧風花の会事業費補助金	苫小牧風花の会事業費補助金交付要綱	650,000	あり
102	"	"	その他	母子家庭等自立支援給付金（高等職業訓練修了支援給付金）	苫小牧市母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金支給事業交付要綱	24,322,500	
103	"	"	その他	母子家庭等自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金）	No.102と同じ	277,038	
104	"	"	その他	母子家庭等自立支援給付金（ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金）	No.102と同じ	100,000	
105	"	青少年課	運営・事業	地域青少年対策促進補助金	地域青少年対策促進補助要綱	9,235,080	
106	"	"	運営・事業	苫小牧市こども会等育成補助金	苫小牧市こども会等育成補助金交付要綱	291,710	あり
107	"	"	運営・事業	苫小牧地区保護司会運営費補助金	苫小牧地区保護司会運営費補助要綱	257,000	あり
108	"	"	運営・事業	放課後児童対策事業補助金	苫小牧市放課後児童対策事業費補助金交付要綱	15,437,042	あり
109	"	健康支援課	その他	苫小牧市妊婦一般健康診査費助成金	苫小牧市妊婦一般健康診査費助成事業実施要綱	822,954	
110	"	"	運営・事業	苫小牧看護専門学校看護学科学生確保対策補助金	苫小牧看護専門学校看護学科学生確保対策補助金交付要綱	27,600,000	あり
111	"	"	運営・事業	苫小牧看護専門学校運営費補助金	苫小牧看護専門学校運営費補助金交付要綱	11,034,500	あり
112	"	"	運営・事業	苫小牧市広域救急医療対策事業補助金	苫小牧市広域救急医療対策事業補助金交付要綱	32,820,480	あり
113	"	"	運営・事業	苫小牧市広域救急医療確保対策特別事業補助金	苫小牧市広域救急医療確保対策特別事業補助金交付要綱	1,000,000	あり
114	"	"	運営・事業	苫小牧市休日歯科診療事業費補助金	苫小牧市休日歯科診療事業費補助金交付要綱	360,000	
115	"	"	運営・事業	苫小牧骨髄バンク推進会事業費補助金	苫小牧骨髄バンク推進会事業費補助金交付要綱	70,000	
116	"	"	その他	特定不妊・不育症治療費助成金	苫小牧市特定不妊治療費助成事業実施要綱	6,945,165	
117	"	"	その他	新生児聴覚検査費助成金	苫小牧市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱	238,620	
118	"	"	その他	苫小牧看護専門学校建設費補助金	苫小牧看護専門学校建設費補助金交付要綱	11,240,937	
119	"	"	その他	苫小牧市産婦健康診査費助成金	苫小牧市産婦健康診査費助成事業実施要綱	117,780	
120	"	"	その他	苫小牧市コウトリ検査事業	苫小牧市コウトリ検査事業実施要綱	1,178,805	

整理 No.	部局名	所管課名	種別	補助事業名	交付要綱名等	令和2年度 補助金等決算額 (円)	令和2年度 概算払実施
121	健康こども部	健康支援課	その他	苫小牧市予防接種助成金	苫小牧市予防接種助成金交付要綱	1,742,956	
122	"	"	その他	骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成金	骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成要綱	80,633	
123	"	"	その他	夜間・休日急病センター開設経費補助金	夜間・休日急病センター開設経費補助金交付要綱	7,670,772	
124	"	"	その他	苫小牧市保健センター建設費補助金	苫小牧市保健センター建設費補助金交付要綱	40,103,292	
125	産業経済部	港湾・企業振興課	その他	苫小牧市企業立地振興条例助成金	【条例】 苫小牧市企業立地振興条例	180,457,000	
126	"	"	運営・事業	苫小牧市立地企業サポート事業補助金	苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱	44,734,000	
127	"	"	運営・事業	苫小牧港 PR 促進事業補助金	苫小牧港 PR 促進事業補助金交付要綱	946,167	あり
128	"	"	運営・事業	苫小牧クルーズ振興協議会補助金	苫小牧クルーズ振興協議会補助金交付要綱	1,000,000	あり
129	"	工業・雇用振興課	運営・事業	苫小牧市シルバー人材センター補助金	苫小牧市シルバー人材センター補助金交付要綱	16,539,000	あり
130	"	"	運営・事業	苫小牧地域職業訓練センター運営協会補助金	苫小牧地域職業訓練センター運営協会補助金交付要綱	20,000,000	あり
131	"	"	運営・事業	苫小牧市労政推進事業補助金	苫小牧市労政推進事業補助金交付要綱	1,800,000	あり
132	"	"	運営・事業	一般財団法人苫小牧市勤労者共済センター補助金	苫小牧市勤労者共済センター補助金交付要綱	4,500,000	あり
133	"	"	その他	苫小牧市ものづくり技能習得奨励金	苫小牧市ものづくり技能習得奨励金交付要綱	250,000	
134	"	"	運営・事業	公益財団法人道央産業振興財団補助金	公益財団法人道央産業振興財団補助金交付要綱	9,870,000	あり
135	"	"	その他	苫小牧市中小企業人材育成補助金	苫小牧市中小企業人材育成補助金交付要綱	388,145	
136	"	"	運営・事業	苫小牧地域産業力強化補助金	苫小牧地域産業力強化補助金交付要綱	430,000	あり
137	"	"	運営・事業	苫小牧市共同研究支援補助金	苫小牧市共同研究支援補助金交付要綱	848,000	
138	"	"	運営・事業	苫小牧イノベーション活性化事業補助金	苫小牧市イノベーション活性化事業補助金交付要綱	5,150,000	
139	"	商業振興課	運営・事業	苫小牧中小企業相談所補助金	苫小牧中小企業相談所補助金交付要綱	15,570,000	あり
140	"	"	運営・事業	苫小牧市商店街振興組合連合会補助金	苫小牧市商店街振興組合連合会補助金交付要綱	1,700,000	あり
141	"	"	運営・事業	北海道中小企業団体中央会胆振支部補助金	北海道中小企業団体中央会胆振支部補助金交付要綱	515,000	あり
142	"	"	その他	苫小牧市店舗改装費補助金	苫小牧市店舗改装費補助金交付要綱	4,865,000	
143	"	"	運営・事業	苫小牧市イベント・環境整備等助成金	苫小牧市イベント環境整備等助成金交付要綱	5,193,000	
144	"	"	その他	苫小牧市中小企業創業サポート事業補助金	苫小牧市中小企業創業サポート事業補助金交付要綱	6,599,000	
145	"	"	その他	苫小牧市内空き店舗活用事業補助金	苫小牧市内空き店舗活用事業補助金交付要綱	3,580,000	
146	"	"	保証料補助	小規模企業経営改善資金信用保証料補給金	苫小牧市中小企業融資制度に係る信用保証料補給要領	5,591,782	
147	"	"	運営・事業	地方創生地域コミュニティ活性化支援事業補助金	地方創生地域コミュニティ活性化支援事業補助金交付要綱	4,815,424	あり
148	"	観光振興課	運営・事業	苫小牧市地域イベント開催事業補助金（東胆振物産まつり）	苫小牧市地域イベント開催補助金交付要綱	680,000	あり
149	"	"	運営・事業	苫小牧観光協会運営等補助金	苫小牧観光協会運営等補助金交付要綱	8,000,000	あり
150	"	"	運営・事業	とまこまい港まつり事業費補助金	苫小牧市とまこまい港まつり補助金交付要綱	300,000	あり

整理 No.	部局名	所管課名	種別	補助事業名	交付要綱名等	令和2年度 補助金等決算額 (円)	令和2年度 概算払実施
151	産業経済部	観光振興課	運営・事業	苫小牧スケートまつり事業費補助金	苫小牧市とまこまいスケートまつり補助金交付要綱	300,000	あり
152	"	"	運営・事業	苫小牧市地域イベント開催事業補助金（たるまエサンフェスティバル）	No.148と同じ	2,850,000	あり
153	"	"	運営・事業	苫小牧市大会等誘致推進協議会補助金	苫小牧市大会等誘致推進協議会補助金交付要綱	600,000	あり
154	"	"	運営・事業	苫小牧市地域イベント開催事業補助金（コスプレフェスタ）	No.148と同じ	700,000	あり
155	"	"	運営・事業	苫小牧市観光 PR 推進事業補助金（北と南のごちそう便り補助金）	苫小牧市観光 PR 推進事業補助金交付要綱	50,000	
156	"	"	運営・事業	苫小牧市観光 PR 推進事業補助金（北海道フェア補助金）	No.155と同じ	100,000	
157	"	"	運営・事業	苫小牧市観光 PR 推進事業補助金（中野サンラザ「苫小牧フェア」補助金）	No.155と同じ	50,000	
158	"	"	運営・事業	苫小牧市観光 PR 推進事業補助金（苫小牧市観光 PR 推進事業補助金）	No.155と同じ	50,000	
159	"	農業水産振興課	その他	エゾシカ個体駆除事業補助金	農産物の被害防止に係るエゾシカ個体駆除事業実施要領	200,000	
160	"	"	利子補給	農業経営基盤強化資金利子補給金	苫小牧市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱	928,837	
161	"	"	利子補給	畜産経営改善緊急支援資金利子補給金	畜産特別支援資金融通事業実施要綱（北海道の要綱）	30,648	
162	"	"	利子補給	大家畜特別支援資金利子補給金	No.161と同じ	19,870	
163	"	"	運営・事業	苫小牧市鳥獣被害防止対策協議会補助金	苫小牧市鳥獣被害防止対策協議会補助金交付要綱	3,868,339	あり
164	"	"	運営・事業	経営所得安定対策等推進事業	苫小牧市経営所得安定対策等推進事業補助金交付要綱	88,880	あり
165	"	"	その他	北海道農業次世代人材投資事業	苫小牧市農業次世代人材投資事業（経営開始型）交付要領	1,500,000	
166	"	"	運営・事業	苫小牧市多面的機能支払補助金	苫小牧市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱	3,952,516	あり
167	"	"	運営・事業	地元農畜水産物消費拡大事業補助金	苫小牧市地元農畜水産物消費拡大事業補助金交付要綱	10,000	
168	"	"	運営・事業	乳牛牝牛能力検定事業補助金	乳牛牝牛能力検定事業補助金交付要綱	298,000	あり
169	"	"	運営・事業	安平町酪農ヘルパー利用組合補助金	安平町酪農ヘルパー利用組合補助金交付要綱	100,000	あり
170	"	"	運営・事業	苫小牧市家畜伝染病自衛防疫推進協議会補助金	苫小牧市家畜伝染病自衛防疫推進協議会補助金交付要綱	10,000	あり
171	"	"	運営・事業	農業・畜産・酪農収益力強化対策事業費補助金	苫小牧市農業・畜産・酪農収益力強化対策補助要綱	3,079,034	
172	"	"	利子補給	漁業近代化資金利子補給金	苫小牧市漁業近代化資金利子補給金交付要綱	224,036	
173	"	"	運営・事業	苫小牧救難所補助金	苫小牧救難所補助金交付要綱	400,000	あり
174	"	"	運営・事業	苫小牧水産物パワーアップ補助金	苫小牧市水産業振興対策事業補助要綱	400,000	
175	"	"	運営・事業	グリーンツーリズム展開事業補助金	苫小牧市グリーンツーリズム展開事業補助金交付要綱	84,700	あり
176	都市建設部	緑地公園課	運営・事業	緑化推進基金活用事業	緑化推進基金活用事業助成金交付要綱	997,657	
177	"	建築指導課	利子補給	住宅・リフォーム支援事業利子補給金	苫小牧市住宅耐震・リフォーム支援事業要綱	10,852,401	
178	教育部	総務企画課	運営・事業	苫小牧市高等学校定通教育振興会補助金	苫小牧市高等学校定通教育振興会補助金交付要綱	110,000	あり
179	"	"	運営・事業	苫小牧私立高等学校等生徒活動費補助金	苫小牧市私立高等学校等生徒活動費補助金交付要綱	7,836,000	あり
180	"	学校教育課	運営・事業	平取養護学校週末帰省用送迎バス運行事業補助金	平取養護学校週末帰省用送迎バス運行事業補助金交付要綱	1,500,000	あり

整理 No.	部局名	所管課名	種別	補助事業名	交付要綱名等	令和2年度 補助金等決算額 (円)	令和2年度 概算払実施
181	教育部	学校教育課	運営・事業	学校保健活動運営費補助金	苫小牧市学校保健活動運営費補助金交付要綱	321,000	あり
182	"	"	その他	多子世帯給食費助成事業補助金	苫小牧市多子世帯給食費助成事業補助金交付要綱	11,839,577	
183	"	"	その他	遠距離通学費等補助金	苫小牧市遠距離通学補助要綱、樽前予約運行型バスの「スクール便」に係る取扱いについて、特定地域バス通学事業交通費補助要綱	1,251,690	
184	"	学校給食共同調理場	運営・事業	苫小牧市学校給食会運営費補助金	苫小牧市学校給食会補助金等交付要綱	15,377,125	あり
185	"	生涯学習課	運営・事業	苫小牧市民文化祭実行委員会補助金	苫小牧市文化芸術関係団体活動費補助金交付要綱	835,168	あり
186	"	"	運営・事業	苫小牧市文化団体協議会補助金	No.185と同じ	2,090,000	あり
187	"	"	運営・事業	勇払千人隊芸能保存会補助金	No.185と同じ	270,000	あり
188	"	"	運営・事業	苫小牧市女性団体連絡協議会補助金	苫小牧市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱	240,000	あり
189	"	"	運営・事業	苫小牧市PTA連合会補助金	No.188と同じ	830,000	あり
190	"	"	運営・事業	苫小牧市成人式実行委員会補助金	No.188と同じ	1,780,602	あり
191	"	"	運営・事業	苫小牧アートフェスティバル実行委員会補助金	No.185と同じ	270,000	あり
192	"	"	運営・事業	苫小牧市民文化芸術振興助成金	苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱	1,070,000	
193	"	"	運営・事業	ミュージックキャンプ実行委員会補助金	No.185と同じ	297,963	あり
合計				補助事業 193 件	交付要綱 162 件 (条例・規則、道要綱 4 件)	2,014,504,249	97 件



## 参考 苫小牧市補助金等交付規則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 9 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 補助金等 市が市以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他の相当の反対給付を受けない給付金（市長が別に定めるものを除く。）をいう。
- （2） 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事業又は事務をいう。
- （3） 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。

（交付の申請）

第 3 条 補助金等の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- （1） 氏名及び住所（法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- （2） 補助事業等の名称、目的及び内容
- （3） 交付を受けようとする補助金等の額及びその積算の基礎

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 事業計画書及び収支予算書
- （2） その他市長が必要と認める書類

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、補助事業等の目的及び内容により、第 1 項の申請書に記載すべき事項及び前項の添付書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

4 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等の交付を申請するに当たって、当該補助金等に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該補助金等に関する消費税仕入控除税額等が明らかでないときは、この限りでない。

（交付決定）

第 4 条 市長は、前条第 1 項の申請書の提出があった場合において、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付決定をするものとする。

（交付の条件）

第 5 条 市長は、前条の交付決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- （1） 補助事業等に要する経費の割合又は補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- （2） 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- （3） 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

（4） その他市長が必要と認める条件  
（決定の通知）

第 6 条 市長は、第 4 条の交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を記載した決定通知書を補助金等の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に交付するものとする。

（交付申請の取下げ）

第 7 条 申請者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から 10 日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定はなかつたものとみなす。

（補助事業等の遂行）

第 8 条 補助事業者は、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件並びに市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

（遂行状況の報告等）

第 9 条 市長は、補助事業者に対して、必要に応じて補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求め、又は職員に調査をさせることができる。

（補助事業等の遂行の命令）

第 10 条 市長は、補助事業等が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命じるものとする。

2 市長は、前項の規定による命令をする場合において、補助事業者が市長の指定する期日までに補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するための措置をとらないときは、当該補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（補助事業等の変更等）

第 11 条 補助事業者は、補助金等の交付決定後、補助事業等に要する経費の割合若しくは補助事業等の内容を変更し、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査等により相当の理由があると認めるときは、当該補助事業等の変更等の承認をするものとする。

3 第 6 条の規定は、前項の承認をした場合について準用する。

4 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（工事等完了届）

第 12 条 補助事業者は、補助事業等に係る建設工事その他市長が別に定める事業が完了したときは、速やかに工事等完了届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の完了届の提出があったときは、職員をして当該事業につき検査させるものとする。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事

業等の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)又は補助金等の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、補助事業等の成果を記載した報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書及び収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の報告書若しくは報告書に記載すべき事項の一部又は同項に規定する書類の添付を省略させることができる。

(補助金等の額の確定)

第14条 市長は、前条第1項に規定する報告があった場合において、当該書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、第13条第1項に規定する報告があった場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命じるものとする。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付の時期等)

第16条 補助金等は、第14条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長は、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、補助事業等の完了前において補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 第4条の規定は、前項ただし書の規定による交付を決定した場合について準用する。

(交付の請求)

第17条 補助事業者は、前条の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項ただし書の規定により補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部の交付を受けようとする場合について準用する。

(決定の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、第14条の規定による補助金等の額の確定後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第19条 市長は、補助金等の交付決定を取り消した場合にお

いて、当該変更又は取消しの部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等の全部又は一部の返還を命じるものとする。

3 補助事業者が第3条第4項ただし書の規定による補助金等の交付の申請をした場合において、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額等が確定し、既に交付された補助金等の額を減額するときは、期限を定めて、当該消費税仕入控除税額等の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第20条 補助事業者は、前条の規定により補助金等の返還を命じられたときは、当該補助金等が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第4項に規定する間接補助金等であるとき又はやむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金等の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

第21条 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次廻りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金等の額に充てられたものとする。

(関係書類の整備)

第22条 補助事業者は、当該補助事業等の収入及び支出に関する帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の関係書類は、当該補助事業等の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間(市長が別に定めるものにあつては、市長が別に定める期間)保存しなければならない。(財産の処分の制限)

第23条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを、あらかじめ市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を超過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産
- (2) 船舶その他重要な動産で、市長が定めるもの
- (3) 前2号に掲げるものの従物

(4) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

2 市長は、前項本文の規定により補助事業者による財産の処分についての承認をするときは、当該財産の取得又は効用の増加に要した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべき旨の条件その他必要と認める条件を付することができる。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。